

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （自動車取得税の税率等の特例）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 平成2年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた自動車の取得に係る第122条及び第123条の4の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。</p> <p>6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第1項で定めるものの取得（第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第2項で定めるものの取得（第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自</p>	<p>附 則 （自動車取得税の税率等の特例）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 平成2年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われた自動車の取得に係る第122条及び第123条の4の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。</p> <p>6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので法附則第32条第7項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第32条第8項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自</p>

動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

9 車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第5項で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第2項から第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で総務省令附則第12条の2の2第7項で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。

動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

9 車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項の総務省令で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第32条第11項の総務省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第2項から第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で法附則第32条第11項の総務省令で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。